

議案第 75 号

三次市過疎地域持続的発展基金条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和 8 年 6 月 12 日

三次市長 福 岡 誠 志

三次市過疎地域持続的発展基金条例の一部を改正する条例（案）

三次市過疎地域持続的発展基金条例（平成 23 年三次市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（令和 3 年度から令和 7 年度まで）」を「（令和 8 年度から令和 12 年度まで）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の三次市過疎地域持続的発展基金条例の規定は、令和 8 年度から令和 12 年度までの三次市過疎地域持続的発展計画について適用し、令和 3 年度から令和 7 年度までの三次市過疎地域持続的発展計画については、なお従前の例による。